

個人情報ファイル簿

①個人情報ファイルの名称	国民年金システム	
②実施機関の名称	村長	
③個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民課 戸籍年金係	
④個人情報ファイルの利用目的	国民年金被保険者及び受給者の記録及び管理を行うため	
⑤記録項目	1宛名番号、2氏名、3生年月日、4性別、5住民区分、6世帯主、7住所、8基礎年金番号、9個人番号、10被保険者種別、11資格取得日、12資格取得事由、13資格喪失日、14資格喪失事由、15付加年金加入状況、16免除申請及び免除該当の情報、17年金コード、18年金受給の有無、19障害の状況、20診断書情報、21死亡情報	
⑥記録範囲	真狩村の村民で国民年金被保険者及び年金受給権者	
⑦記録情報の収集方法	申請／その他(国民年金法に基づく届出及び日本年金機構からの情報提供)	
⑧要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
⑨記録情報の経常的提供先	日本年金機構	
⑩開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 真狩村総務課	
	(所在地) 〒048-1631 真狩村字真狩118番地	
⑪訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等	なし	
⑫⑬個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ■有 □無	
⑭行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
⑮行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
⑯行政機関等匿名加工情報の概要	—	
⑰作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
⑱作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
⑲記録情報に条例要配慮個人情報が含まれている時はその旨	—	